

意見公募要領

1 意見公募対象

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

- (1) 市町村デジタル同報系防災行政無線局と 60MHz 帯を使用する放送番組中継を行う固定局間の混信保護に係る基準を定めることについて

平成 30 年 3 月にとりまとめられた「VHF 帯放送番組中継回線の利用促進のための周波数有効利用技術に関する調査検討報告書」において、市町村デジタル同報系防災行政無線局と 60MHz 帯を使用する放送番組中継を行う固定局間の混信保護基準が示されました。

これを踏まえ、事務の円滑化のため、未整備であった異なるシステム間の混信保護のための基準を電波法関係審査基準において明確化することとし、その改正案を作成したものです。

- (2) その他規定の整備について

VHF 帯 (60MHz 帯及び 160MHz 帯) 放送番組中継を行う固定局のうちデジタル変調方式を使用するものについて、上記 (1) の改正に合わせ、効率的な周波数の指定を行うため、周波数選定の基準に係る電波法関係審査基準の改正案を作成したものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口 (e-Gov) (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記 (1) の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所 (法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 並びに連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記 (2) ~ (4) のいずれかの場合は、意見書 (別紙様式) に氏名及び住所 (法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

2 (1) のご意見

電子メールアドレス： j-musen_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室 宛て

2 (2) のご意見

電子メールアドレス： onsei_keikaku_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省情報流通行政局放送技術課 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

2 (1) のご意見

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室 宛て

2 (2) のご意見

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

総務省情報流通行政局放送技術課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

2 (1) のご意見

FAX 番号 : 03-5253-5889

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室 宛て

2 (2) のご意見

FAX 番号 : 03-5253-5788

総務省情報流通行政局放送技術課 宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和元年 11 月 1 日（金）から同年 12 月 2 日（月）（必着）

※郵送の場合も同日必着とさせていただきます。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外について

ての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

２（１）のご意見

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室

担当：石黒課長補佐、西森重要無線係長

電話：03-5253-5888

FAX：03-5253-5889

電子メールアドレス：j-musen_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

２（２）のご意見

総務省情報流通行政局放送技術課

担当：中野課長補佐、小柳音声計画係長

電話：03-5253-5786

FAX：03-5253-5788

電子メールアドレス：onsei_keikaku_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意 見 書

令和 年 月 日

総務省 局
課/室 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見